

令和3年9月29日

保護者の皆さまへ

港区立六本木中学校  
校長 石原 嘉人

## 10月1日以降の教育活動について

9月24日、港区教育委員会より、保護者の皆さまに「幼稚園、小中学校における10月1日以降の感染症対策の取組について」という文書が発出されています。本校においては、区の方針に基づき、登校して対面で授業を受けることを原則として教育活動を進めてまいります。

今までは、オンライン学習を選択した生徒も同程度の学習内容を履修できるよう学習内容を限定しておりましたが、10月1日からは、対面での授業を原則として学習を進めてまいりますので、実習等の作業を伴う実技教科においては、オンライン授業では対面授業と同程度の学習内容を保証することが難しくなります。本校での対応をまとめましたので、ご確認ください。

### 1 出欠席の扱いについて

新型コロナウイルス感染症感染不安のため、10月1日からも引き続き登校を自粛し、**オンライン授業を受ける生徒の出欠席の扱いは、欠席ではなく「出席停止・忌引き等の日数」とします。**

- (1) 連絡事項があるので、朝の学活と帰りの学活にはオンラインで参加してください。
- (2) 国語、社会、数学、理科、英語の五教科については、オンラインで授業をライブ配信します。オンライン授業は「特例の授業」として認められます。オンライン授業に参加することで、その授業を受けたこととなりますので、オンライン授業に参加してください。
- (3) 音楽、美術、保健体育、技術・家庭の四教科については、実技中心とした授業となるため、オンラインでの授業配信は行いません。その時間は授業とは別の課題に取り組むこととなります。

### 2 10月1日以降におけるハイブリッドによるオンライン授業の評価について

- (1) **国語、社会、数学、理科、英語については**、対面での授業と同等の学習内容を履修したと認められます。オンライン授業に参加することで、「特例の授業」として授業に参加したとみなしますので、**対面授業と同じ基準で評価を行います。**
- (2) **音楽、美術、保健体育、技術・家庭については**、作品作りや実習が主な学習内容となります。感染不安により登校を見合わせた場合は、作品作りや実習ができないことから、対面授業と同等の学習内容を履修することができません。この間の授業については**対面授業と同じ基準での評価はできないこととなります。**

この件に関するご質問は副校長の松島までお願いいたします。

問い合わせ先

副校長 松島 智子  
電話 03-3404-8855